

業務委託契約書（案）

- 1 件 名 香芝市シティプロモーションパンフレット作成業務
- 2 業 務 内 容 別添仕様書のとおり
- 3 履 行 期 間 令和 年 月 日から令和9年3月15日まで
- 4 履 行 場 所 香芝市本町1397番地
- 5 契 約 金 額 金 円
うち、取引に係る消費税及び地方消費税額
金 円
- 6 契約保証金

上記の委託業務について、委託者及び受託者は、それぞれ対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 奈良県香芝市本町1397番地
香芝市
市 長 三橋 和史

受託者

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別添仕様書（仕様書及び委託者の指示を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、香芝市シェイプロモーションパンフレット作成業務委託を履行しなければならない。
- 2 受託者は、常に善良なる管理者の注意をもって、頭書記載の履行期間、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、委託者は、履行が完了した部分に係る代金を支払うものとする。
- 3 受託者は、この契約の実施時期について仕様書等に具体的に明示されていないときは、委託者の指示に基づいて随時履行するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

- 第3条 受託者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(守秘義務)

- 第4条 受託者は、この契約上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後もまた同様とする。

(個人情報の保護)

- 第5条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）その他法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

- 第6条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の履行保証保険契約を締結する場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付

- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は委託者が确实と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1としなければならない。
 - 3 受託者が第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
 - 4 契約金額の変更があった場合は、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで委託者は保証の額の増額を請求することができ、受託者は保証の額の減額を請求することができる。
 - 5 第1項の規定にかかわらず、委託者がその必要がないと認めたときは、受託者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。

（業務責任者）

- 第7条 受託者は、受託業務履行の管理運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。
- 2 前項の業務責任者は、業務の円滑な管理運営に努め、現場を総括する。

（履行報告）

- 第8条 委託者は、必要と認めるときは、前条第1項の業務責任者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

（検査）

- 第9条 受託者は、業務を履行したときは、直ちに委託者に対して完了届を提出し、速やかに検査を受けなければならない。
- 2 受託者は、前項の検査に合格したときをもって、業務の履行を完了したものとする。

（再履行）

- 第10条 委託者は、受託者が前条第1項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。
- 2 受託者は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、直ちに委託者に届け出て、速やかに検査を受けなければならない。
 - 3 前条第2項の規定は、前項の検査に準用する。

(契約代金の支払)

第11条 受託者は、第9条第1項又は前条第2項の検査に合格したときは、契約代金の支払を委託者に請求することができる。

2 委託者は、前項の規定により受託者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(危険負担)

第12条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、委託者が負担する。

(契約不適合責任)

第13条 委託者は、完了した業務（成果物がある場合は、引き渡された成果物を含む。）が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受託者に対し、修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡し等自ら指定した方法による履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者と協議の上、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(指定期日の延期等)

第14条 受託者は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に委託者に対して指定期日の延期を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受託者の責めに帰することができないものであるときは、委託者は、指定期日の延期を認めることができる。

(履行遅滞における遅延利息等)

第15条 委託者は、前条第1項の規定による申出があった場合において、その理由が受託者の責めに帰するものであるときは、受託者に対して契約金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定による財務大臣が決定する率により計算した額の遅延違約金の支払を請求することができる。

- 2 前項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数は、算入しない。
- 3 受託者は、委託者の責めに帰する事由により第11条第2項の規定による契約代金の支払が遅延した場合においては、委託者に対して未受領の契約代金につき、支払遅延防止法第8条第1項の規定による財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(契約内容の変更等)

第16条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、契約内容を変更し、又は契約の履行を一時中止させることができる。

- 2 前項の場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第17条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、委託者又は受託者は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(委託者の解除権)

第18条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受託者がその責めに帰すべき事由により、履行期間内に債務の履行が完了しないことが明らかに認められるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合において、受託者は、契約金額の1

0 分の 1 を違約金として委託者の指定する期限までに支払わなければならない。

- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(暴力団排除に係る解除権)

第 19 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）を締結するに当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受託者が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
 - (8) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を委託者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

(談合等不正行為による解除)

第20条 委託者は、受託者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が受託者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の排除措置命令をしたとき。
- (2) 公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第64条第1項の競争回復措置命令をしたとき。
- (3) 公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をしたとき。
- (4) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

（損害賠償）

第21条 受託者がこの契約に違反し、又はこの契約による業務の履行に関し、受託者の故意又は過失によって委託者に損害を与えたときは、受託者は、直ちにその損害を賠償しなければならない。

- 2 第18条第2項及び第3項の規定（第19条第2項及び前条第2項の規定において準用する場合を含む。）は、委託者に生じた実際の損害の金額が違約金の額を超過する場合において、委託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 委託者は、前3条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより受託者に生じた損害について何ら賠償し、又は補償することは要しない。

（受託者の解除権）

第22条 受託者は、委託者が契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

- 2 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者と協議の上、この契約を解除することができる。
 - (1) 第16条第1項の規定により、委託者が業務を中止させ、又は中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は履行期間の3分の2以上に及ぶとき。
 - (2) 第16条第1項の規定により、委託者が契約内容を変更しようとする場合において契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき。
- 3 委託者は、前2項の規定による契約の解除により受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協議解除)

第23条 委託者は、必要があるときは、受託者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定による解除により受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除等に伴う措置)

第24条 契約が解除され、又は受託者がその債務の履行を拒否し、若しくは受託者の債務について履行不能となった場合において、検査に合格した履行部分があるときは、委託者は、当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

(管轄裁判所)

第25条 委託者及び受託者の間で訴訟の必要が生じた場合は、委託者の所在地を管轄する地方裁判所を第一管轄裁判所とする。

(契約の費用)

第26条 この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

(補則)

第27条 この契約に定めがない事項又はこの契約の各条項の解釈において疑義が生じた事項については、委託者及び受託者が協議の上、決定するものとする。